公　　告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第２項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和８年１０月３０日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ宮城村田店

柴田郡村田町大字村田字松崎 7 番 1 ほか

２　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社　代表取締役　織田　寛明

東京都千代田区麹町五丁目 1 番地 1

３　変更しようとする事項

別紙のとおり

４　変更の年月日

別紙のとおり

５　届出年月日

令和８年１０月９日

６　縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、大河原地方県政情報コーナー及び村田町役場

７　縦覧期間

令和８年１０月３０日から令和９年２月２８日まで（ただし、閉庁日を除く。）

８　意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目８番１号

宮城県経済商工観光部商工金融課

９　意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成１９年２月１日経済産業省告示第１６号）」及び意見書様式を参考のこと。

様式第３（第６条関係）

※受理年月日	年　　月　　日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

令和８年 10 月９日

宮城県知事殿

氏名又は法人にあってはその代表者の氏名
芙蓉総合リース株式会社
代表取締役　織田寛明
住所　　東京都千代田区麹町五丁目１番地１

大規模小売店舗立地法第６条第２項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
名　称：ツルハドラッグ宮城村田店
所在地：宮城県柴田郡村田町大字村田字松崎７番１ ほか

２　変更しようとする事項
（１）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
①駐車場の位置及び収容台数

駐車場 No.	変更前	変更後
図面 3-1 駐車場①	51 台	51 台
図面 3-2 駐車場②	50 台	―
計	101 台	51 台

②駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場 No.	変更前	変更後
図面 3-1 駐輪場①	16 台	16 台
図面 3-2 駐輪場②	18 台	―
計	34 台	16 台

③荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設 No.	変更前	変更後
図面 3-1 荷さばき施設①	60 ㎡	60 ㎡
図面 3-2 荷さばき施設②	67.5 ㎡	―
計	127.5 ㎡	60 ㎡

④廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等保管施設 No.	変更前	変更後
図面 3-1 廃棄物保管施設①	12.6 ㎡	12.6 ㎡
図面 3-2 廃棄物保管施設②	13.5 ㎡	―
計	26.1 ㎡	12.6 ㎡

（2）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
A 棟 （ツルハ棟）	午前 8 時 00 分	午前 0 時 00 分	午前 8 時 00 分	午前 0 時 00 分
B 棟 （旧北海屋棟）	午前 9 時 00 分	午後 9 時 00 分	―	―

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
駐車場①	午前 7 時 30 分～午前 0 時 30 分	午前 7 時 30 分～午前 0 時 30 分
駐車場②	午前 8 時 30 分～午後 9 時 30 分	―

③駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
数	4 箇所	2 箇所
位置	図面 3-1 参照	図面 3-2 参照

④荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 No.	変更前	変更後
荷さばき施設①	午前 6 時 00 分～午後 9 時 00 分	午前 6 時 00 分～午後 9 時 00 分
荷さばき施設②	午前 6 時 00 分～午後 9 時 00 分	―

3　変更する年月日

令和 9 年 6 月 10 日

4　変更する理由

現在閉店中の B 棟に株式会社クスリのアオキが入店を計画しており、それに伴い A 棟、B 棟間をフェンス等により区切り利用客の建物間の往来をできなくするため、一の建物ではなくなることから B 棟の建物および付帯施設の減少のため。